

令和 2 年 5 月 1 9 日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

本市所管施設の臨時休館等の取扱いについて

令和 2 年 5 月 1 4 日、新型コロナウイルス感染症について、政府の緊急事態宣言が広島県など 3 9 県について解除され、政府の基本的対処方針が変更されたことを受け、翌 1 5 日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下「県の対処方針」という。）が制定されたことを踏まえ、本市所管施設の臨時休館等の取扱いについては、下記のとおりとする。

記

県の対処方針において、施設の使用制限が段階的に緩和されることを踏まえ、当該緩和の対象施設に相当する本市所管施設についても、適切な感染防止対策を徹底した上で、開館することを検討する。

なお、県の対処方針におけるレベル 2 の対象施設に相当する本市所管施設の開館時期については、原則、令和 2 年 5 月 2 2 日とし、臨時休館等を継続する場合の期間は、当面、同月 3 1 日までとする。